

# 労働安全衛生規則の一部改正に係る伐木等特別教育の補講受講報告

フィールド科学系部門 生物科学班

内田慎治

## 1. はじめに（目的等）

労働安全衛生規則の一部を改正する省令が平成 31 年 2 月 12 日に告示され、特別教育に係る規定については、令和 2 年 8 月 1 日から施行又は適用される。改正の趣旨として、林業における労働災害発生状況について、死亡災害は長期的には減少しているものの、近年ではあまり改善がみられていないためである。現在所有している終了証では、2020 年 8 月以降では使用できないため、「補講」を受講が必要となった。

## 2. 期間・場所

期間：令和 2 年 6 月 24 日（水）

場所：広島 YMCA 国際文化センター（広島県広島市中区八丁堀 7-11）

## 3. 参加者等

旧特別教育修了者 14 名程

## 4. 研修内容

学科：2 時間 伐木作業に関する知識（造材の方法，下肢の切創防止用保護衣等の着用），法令関係（法，令及び新安衛則中の関係条項）

実技：0.5 時間 伐木等の方法（下肢の切創防止用保護衣等の着用）

## 5. まとめと感想

チェーンソー使用時の怪我の被災部位の大半が下半身という事で、下半身の保護衣着用が義務づけられた。慣れたときが一番恐ろしいので、常に作業を行うときは、安全の確保を心掛けたい。